

兵庫県公報

令和2年3月31日 火曜日 第14号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則	ページ
○ 毒物及び劇物の取締りに関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（薬務課）……………	1
○ 覚せい剤及び覚せい剤原料の取締りに関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（同）……………	1

公布された法令のあらまし

- 毒物及び劇物の取締りに関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（規則第22号）**
毒物及び劇物取締法施行規則の一部改正に伴い、同令の引用条文を改める等規定の整備を行うこととした。
- 覚せい剤及び覚せい剤原料の取締りに関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（規則第23号）**
覚せい剤取締法の一部改正により、同法の名称が覚醒剤取締法に改められること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

毒物及び劇物の取締りに関する手続等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第22号

毒物及び劇物の取締りに関する手続等を定める規則の一部を改正する規則

毒物及び劇物の取締りに関する手続等を定める規則（昭和42年兵庫県規則第5号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「第24条第1項」を「第20条」に、「前項の表」を「同項の表」に、「同条第1項」を「同条」に、「フレキシブルディスク等を」を「フレキシブルディスク並びに申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類（以下この項において「フレキシブルディスク等」という。）を」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。



覚せい剤及び覚せい剤原料の取締りに関する手続等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第23号

覚せい剤及び覚せい剤原料の取締りに関する手続等を定める規則の一部を改正する規則

覚せい剤及び覚せい剤原料の取締りに関する手続等を定める規則（昭和39年兵庫県規則第83号）の一部を次のように改正する。

題名中「覚せい剤及び覚せい剤原料」を「覚醒剤及び覚醒剤原料」に改める。

第1条中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤取締法施行規則」を「覚醒剤取締法施行規則」に、「以下「省令」を「第13条第1項及び第2項において「省令」に改める。

第2条中「及び第3項並びに」を「若しくは第3項又は」に、「行わなければ」を「行わなければ」に改める。

第3条中「及び第2項並びに」を「若しくは第2項又は」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第4条第1項中「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第5条中「及び第3項」を「又は第3項」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第8条中「及び第30条の14」を「又は第30条の14第1項」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第9条の見出し中「失効」を「失効等」に改め、同条第1項中「及び第2項並びに第30条の15第1項及び第2項」を「又は第30条の15第1項」に、「それぞれ様式第8号及び」を「様式第8号によって、法第24条第2項又は第30条の15第2項の規定による報告は」に、「行なわなければ」を「それぞれ行わなければ」に改め、同条第2項中「第24条第3項及び」を「第24条第3項又は」に、「覚せい剤又は覚せい剤原料」を「覚醒剤又は覚醒剤原料」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第11条中「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第12条の見出し中「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に改め、同条第1項中「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に、「行なった」を「行った」に、「当該施用機関」を「当該覚醒剤施用機関」に改め、同条第2項中「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に、「当該施用機関」を「当該覚醒剤施用機関」に改める。

第13条第1項中「法及び」を「法又は」に、「以下」を「次項及び第4項において」に、「覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者及び覚せい剤原料製造業者」を「覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者及び覚醒剤原料製造業者」に改め、同条第2項中「省令及び」を「省令又は」に、「覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者、覚せい剤原料製造業者、覚せい剤原料取扱者及び覚せい剤原料研究者（以下この項において「覚せい剤原料輸入業者等」という。）」を「覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者、覚醒剤原料製造業者、覚醒剤原料取扱者及び覚醒剤原料研究者」に改め、同条第4項中「及び」を「又は」に改める。

様式第1号中

「 覚 せ い 剤
覚せい剤原料 」

を

「 覚 醒 剤
覚醒剤原料 」

に改め、同様式註中「註」を「注」に改める。

様式第6号中「覚せい剤交付書」を「覚醒剤交付書」に、「覚せい剤研究者 氏 名」を「覚醒剤研究者 氏 名」に、

「

覚せい剤	品 名

」

を

「

覚 醒 剤	品 名

」

に改め、同様式註中「註」を「注」に、「覚せい剤研究者氏名欄」を「覚醒剤研究者氏名欄」に改める。

様式第7号中

「

覚せい剤
覚せい剤原料」

を

「
覚醒剤
覚醒剤原料」

に、

「

覚せい剤 (覚せい剤原料)	品名

」

を

「

覚醒剤 (覚醒剤原料)	品名

」

に改める。

様式第8号中

「
覚せい剤
覚せい剤原料」

を

「
覚醒剤
覚醒剤原料」

に、

「

覚せい剤 (覚せい剤原料)	品名

」

を

「

覚醒剤 (覚醒剤原料)	品名

」

に、「所有覚せい剤 (覚せい剤原料)」を「所有覚醒剤 (覚醒剤原料)」に改める。

様式第9号中

「
覚せい剤

「 覚せい剤原料 」

を

「 覚 醒 剤
覚醒剤原料 」

に、

「

譲渡した覚せい剤 (覚せい剤原料)	品 名

」

を

「

譲渡した覚醒剤 (覚醒剤原料)	品 名

」

に、「覚せい剤 (覚せい剤原料) の」を「覚醒剤 (覚醒剤原料) の」に改める。

様式第10号中

「 覚 せ い 剤
覚せい剤原料 」

を

「 覚 醒 剤
覚醒剤原料 」

に、「立会覚せい剤監視員氏名」を「立会覚醒剤監視員氏名」に、

「

覚 せ い 剤 (覚せい剤原料)	品 名

」

を

「

覚 醒 剤 (覚醒剤原料)	品 名

」

に改める。

様式第11号中「様式第11号」を「様式第11号 (第10条関係)」に改め、同様式 (その1) の部註及び (その2) の部註中「註」を「注」に、「覚せい剤製造業者」を「覚醒剤製造業者」に改め、同様式 (その3) の部註中「註」を「注」に、「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に改め、同様式 (その4) の部註中「註」を「注」に、「覚せい剤研究所」を「覚醒剤研究所」に改める。

様式第12号中「覚せい剤年間報告書」を「覚醒剤年間報告書」に改め、同様式註中「註」を「注」に改める。
様式第13号中「覚せい剤施用機関指定証」を「覚醒剤施用機関指定証」に、「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤施用機関の」を「覚醒剤施用機関の」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の覚醒剤及び覚醒剤原料の取締りに関する手続を定める規則様式第1号及び様式第6号から様式第13号までの規定については、この規則の施行の際現に残存するこの規則による改正前の覚せい剤及び覚せい剤原料の取締りに関する手続を定める規則様式第1号及び様式第6号から様式第13号までの規定（以下「旧様式」という。）による用紙に限り、旧様式によることができる。